

(その1) ※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



収支報告書 (平成26年分)

- 1 政治団体の名称 民主党千葉県第9区総支部 (ふりがな) (みんしゅとうちばけんだいきゅうくそうしぶ)
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県佐倉市西志津1-20-4
- 3 代表者の氏名 奥野 総一郎
- 4 会計責任者の氏名 鈴木 陽介

問合せ先

(担当者) 中野 あかね

(電話) 043-461-8609

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体
 第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 奥野 総一郎

・公職の種類 衆議院議員
 (該当する方に○→) (現職)✓

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- 1年を通じて適用
 対象年の途中で適用の異動あり
 (「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 ✓	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)
・公職の種類 (該当する方に○→) (現職・候補者)
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

注意

- (1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
 (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
 (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
174120	26	270529	¥4,770,530

0
✓
△

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
交付金を供与した本部又は支部の名称		金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
		十 億	百 万	千	円			
	民主党本部		3	000	000	H26. 3. 10	東京都千代田区永田町1-11-1	
	民主党本部		2	000	000	H26. 5. 9	東京都千代田区永田町1-11-1	
	民主党本部		2	000	000	H26. 10. 10	東京都千代田区永田町1-11-1	
	民主党本部		2	500	000	H26. 11. 21	東京都千代田区永田町1-11-1	
	民主党本部		10	000	000	H26. 11. 21	東京都千代田区永田町1-11-1	
	民主党千葉県総支部連合会		2	000	000	H26. 11. 25	千葉市中央区新千葉2-5-14	
	民主党本部		5	000	000	H26. 12. 9	東京都千代田区永田町1-11-1	
800	この頁の小計		26	500	000			/
900	合 計		26	500	000			/

(その6)

(6) その他の収入									
摘 要				金 額				収 入	備 考
				十	百	千	円	年 月 日	
			比例区事務所敷金返金			120	000	H26.12.25	
800			この頁の小計			120	000		
810			1件10万円未満のもの			180	000		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900			合 計 G			300	000		✓

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					金額				備考
項目					十位	百万	千	円	
1 経常経費									
(1)	人件費	0	1	0		9,478	507		
(2)	光熱水費	0	2	0		193	777		
(3)	備品・消耗品費	0	3	0		3,328	051		
(4)	事務所費	0	4	0		5,084	395		
小計 ((1)~(4))					8	0	0	18,084,730	
2 政治活動費									
(1)	組織活動費	0	5	0		31	320		
(2)	選挙関係費	0	6	0		2,046	728		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		8,853	262		
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0		4,803	926		※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
	イ 宣伝事業費	0	9	0		4,049	336		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0			0		
	エ その他の事業費	1	1	0			0		
(4)	調査研究費	1	2	0		260	953		
(5)	寄附・交付金	1	3	0		1,600	000		
(6)	その他の経費	1	4	0			0		
小計 ((1)~(6))					8	0	1	12,792,263	うち本部・支部間の交付金合計 10500 円
合計					9	0	0	30,876,993	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電気料金	十	百万	千 13,609	円 H26.1.17	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			17,170	H26.1.25	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			17,469	H26.2.6	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			18,493	H26.3.17	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			15,064	H26.4.10	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			10,052	H26.5.19	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			10,840	H26.6.13	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			11,347	H26.7.8	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			16,459	H26.8.25	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			14,852	H26.9.24	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
電気料金			10,119	H26.11.5	東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-21-19-201	
この頁の小計			155,474				
その他の支出			38,303				
合計			193,777				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費 /			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
インクマスター /	十萬	百圓	千 円	34,020 /	H26. 1. 17 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7	
インク /			12,600 /	H26. 2. 20 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
インク /			12,960 /	H26. 6. 3 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
インクマスター /			34,992 /	H26. 6. 30 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
インク /			19,440 /	H26. 8. 26 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
インク /			12,960 /	H26. 10. 1 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
マスター /			15,552 /	H26. 11. 25 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
インク /			12,960 /	H26. 12. 5 /	理想科学工業(株)	東京港区芝5-34-7		
コピー機リース /			10,500 /	H26. 1. 6 /	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22		
コピー機リース /			10,500 /	H26. 2. 3 /	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22		
コピー機リース /			10,500 /	H26. 3. 3 /	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22		
コピー機リース /			10,500 /	H26. 4. 3 /	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22		
この頁の小計			197,484 /					
その他の支出								
合計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費 /		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース -			10,500	H26.5.7	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,500	H26.6.3	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,900	H26.7.15	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,500	H26.8.4	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,500	H26.9.3	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,900	H26.10.14	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース -			10,900	H26.11.11	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
コピー機リース /			10,500	H26.12.3	シャープファイナンス(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
両面テープ /			10,420	H26.1.9	(株)ジョイフル本田 /	茨城県土浦市富士崎1-16-2	
インク /			16,380	H26.1.25	ムラテック販売(株) /	京都府京都市伏見区竹田向代町136	
プリンター /			38,480	H26.1.28	PCレーダー /	東京都台東区上野3-3-4 /	
事務用品 /			21,827	H26.1.28	(有)南信堂 /	東京都千代田区九段南3-7-7 /	
タイヤ /			17,800	H26.2.14	(株)オートボックス /	千葉県旭市二字東424 /	
この頁の小計			190,107				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費 /		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
事務用品 /	十	百万	千 12,642	円	H26.2.20	(有)南信堂 /	東京都千代田区九段南3-7-7 /
封筒印刷 /			162,000		H26.3.2	オダカ印刷 /	千葉市中央区登戸2-12-13 /
事務用品 /			18,365		H26.3.18	(有)南信堂 /	東京都千代田区九段南3-7-7 /
事務用品 /			12,660		H26.5.10	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3
封筒印刷 /			23,760		H26.5.27	(株)集賛舎 /	千葉市中央区生実町2498-8 /
カメラ /			30,045		H26.6.24	(株)ビックカメラ /	東京都千代田区有楽町1-11-1
インク /			19,008		H26.7.8	ムラテック販売(株) /	京都府京都市伏見区竹田向代町136
コピー機リース /			14,774		H26.7.26	日通商事(株)千葉支店	千葉市中央区今井1-14-22
封筒印刷 /			76,680		H26.7.31	(株)集賛舎 /	千葉市中央区生実町2498-8 /
事務用品 /			10,644		H26.8.25	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3
名刺印刷 /			30,780		H26.8.29	(株)文雄堂 /	千葉県八街市八街ほ250 /
インク /			16,416		H26.9.12	(株)ケースホールディングス	茨城県水戸市桜川1-1-1
シュレッダー /			35,166		H26.10.22	(株)ヤマダ電機 /	群馬県高崎市栄町1-1 /
この頁の小計			462,940				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体に用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
プラダン /	十位	百万	千	円		
			54,000 /	H26.11.1 /	(株)アイネット /	千葉市中央区富士見2-16-4 /
インク /			136,619 /	H26.11.20 /	(株)ケースホールディングス /	茨城県水戸市桜川1-1-1 /
事務用品 /			11,988 /	H26.11.22 /	(株)大創産業 /	広島県東広島西条吉幸東1-4-14 /
事務用品 /			28,390 /	H26.11.23 /	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3 /
事務用品 /			30,600 /	H26.11.23 /	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3 /
事務用品 /			10,805 /	H26.11.23 /	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3 /
インクカートリッジ /			18,241 /	H26.11.24 /	(株)ケースホールディングス /	茨城県水戸市桜川1-1-1 /
封筒印刷 /			54,300 /	H26.11.25 /	ルーツインターナショナル /	千葉市若葉区若松町794-23 /
パソコン /			67,824 /	H26.11.25 /	日本ヒューレット・パカード(株) /	東京都江東区大島2-2-1 /
封筒ラベル /			21,600 /	H26.11.28 /	(株)デザインビスプロジェクト /	千葉県佐倉市八幡台1-9-2 /
事務用品 /			36,642 /	H26.11.30 /	(株)B5 /	愛媛県松山市湊町7-6-3 /
インカム /			43,200 /	H26.12.5 /	(株)南豆無線電機 /	静岡県下田市東本郷2-1-5 /
パソコン /			35,424 /	H26.12.5 /	日本ヒューレット・パカード(株) /	東京都江東区大島2-2-1 /
この頁の小計			549,633 /			
その他の支出						
合計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		備考
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
	十位	百位	千位 円				
杭			10,754	H26.12.11	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
杭			15,654	H26.12.12	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市阿倍野区长池町22-22	
事務用品			22,310	H26.12.14	(株)B5	愛媛県松山市湊町7-6-3	
封筒印刷			453,600	H26.12.24	(株)集賛舎	千葉市中央区生実町2498-8	
名刺印刷			102,600	H26.12.24	(株)集賛舎	千葉市中央区生実町2498-8	
ドリル			10,352	H26.12.27	(株)ケーヨーデイツー志津店	千葉県佐倉市上志津1598-1	
この頁の小計			615,270				
その他の支出			1,312,617				
合計			3,328,051				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費 /		
支出の目的 <small>派員的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			133,350	H26.1.28	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			133,350	H26.3.3	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.4.2	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.5.7	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.6.3	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.6.30	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.7.31	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.8.29	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.10.1	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.10.31	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.12.1	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
事務所家賃			137,160	H26.12.29	大東建物管理㈱ /	東京都港区港南2-16-1 /	
自動車保険 /			54,500	H26.3.5	あいおいニッセイ同和損害保険東京支店八千代支社	千葉県八千代市勝田台北1-11-16	
この頁の小計			1,692,800				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十 千	百 万	千 円				
政治資金監査報酬			108,000	H26.7.28	森嶋康長	千葉県船橋市湊町2-1-2	
自動車保険			37,450	H26.11.4	あいおいニッセイ同和損害保険㈱千葉支店千葉第二支社	千葉市中央区登戸1-21-8	
郵送料			12,460	H26.2.20	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			13,400	H26.3.31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			29,732	H26.5.16	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			11,840	H26.5.21	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			11,248	H26.5.29	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			10,048	H26.6.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			12,300	H26.7.7	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			19,624	H26.7.24	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			10,656	H26.10.1	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			21,507	H26.10.3	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料			10,880	H26.11.10	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			309,145				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十 億	百 万	千 円				
郵送料	-		41,165	H26.11.18	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	/		171,156	H26.11.26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		40,275	H26.11.26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		191,862	H26.11.26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		30,686	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		74,228	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		77,000	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		88,011	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		77,000	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		76,769	H26.11.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		122,298	H26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		224,043	H26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
郵送料	/		252,654	H26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	/
この頁の小計		1,	467,147				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
郵送料	十萬	百	千	円	H26. 11. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
			48	307			
郵送料			504	112	H26. 11. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
郵送料			87	975	H26. 11. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
郵送料			148	770	H26. 11. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
郵送料			190	680	H26. 11. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
郵送料			88	268	H26. 11. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
電話料金			14	536	H26. 4. 10	NTTファイナンス(株)	千葉市中央区新町1000
電話料金			13	661	H26. 6. 30	NTTファイナンス株	千葉市中央区新町1000
電話料金			24	446	H26. 10. 14	NTTファイナンス(株)	千葉市中央区新町1000
電話料金			14	193	H26. 10. 31	NTTファイナンス(株)	千葉市中央区新町1000
サーバー代			20	552	H26. 8. 22	GMOインターネット(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1
サーバー代			11	804	H26. 8. 22	GMOインターネット(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1
クラウド利用料金			17	730	H26. 12. 22	(株)ビジトリー	東京都新宿区西新宿7-5-8
この頁の小計			1,185	034			
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		①. 組織活動費	②. 選挙関係費	③. 機関紙誌の発行事業費	④. 宣伝事業費		⑤. その他の事業費	⑥. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
党員募集チラシ /	十	百	千	円	H26. 4. 30 /	集賛舎 /	千葉市中央区生実町2498-8 /	
			31	320 /				
この頁の小計			31	320				
その他の支出				0				
合計			31	320				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		選挙対策費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十 百 千 円					
比例区事務所家賃		360	000	H26. 11. 22	久保田晴代/久保田慎太郎/稲吉静子	千葉県市川市東町1-12-40/千葉県市川市東町12-11/千葉県市川市東町12-11
比例区事務所仲介料		129	600	H26. 11. 22	(株)高品ハウジング	千葉県若葉区高品町1585-1
比例区事務所駐車場仲介料		25	920	H26. 11. 25	(有)シノザキ商事	千葉県若葉区都賀5-1-5
比例区事務所駐車料金		16	834	H26. 11. 25	(有)シノザキ商事	千葉県若葉区都賀5-1-5
比例区事務所駐車場仲介料		37	800	H26. 11. 27	大宝地建(株)	千葉県若葉区都賀2-24-14
比例区事務所駐車料金		35	000	H26. 11. 27	千脇和弥	千葉県若葉区都賀5-21-22
第二種選挙はがき郵送料		961	584	H26. 12. 8	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
第二種選挙はがき郵送料		78	416	H26. 12. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2
比例区事務所看板		108	000	H26. 12. 10	(有)シノザキ工芸	千葉県若葉区若松町717-10
燃料		27	520	H26. 12. 19	(有)のぞみ石油	千葉県四街道市小名木212-1
燃料		46	886	H26. 12. 19	(有)のぞみ石油	千葉県四街道市小名木212-1
第二種選挙はがき印刷		205	200	H26. 12. 24	(有)日成印刷	千葉県若葉区若松町531-21
この頁の小計		2,032	760			
その他の支出		13	968			
合計		2,046	728			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		季刊民主発行費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
プレス民主号外印刷費 /	十萬	千	百	H26. 2. 28	オダカ印刷 /	千葉市中央区登戸2-12-13 /
プレス民主号外印刷費 /				H26. 3. 31	㈱日成印刷 /	千葉市若葉区若松町531-21 /
プレス民主号外印刷費 /				H26. 10. 1	㈱アイネット /	千葉市中央区富士見2-16-4 /
プレス民主号外印刷費 /				H26. 10. 22	㈱日成印刷 /	千葉市若葉区若松町531-21 /
プレス民主号外印刷費 /				H26. 12. 24	㈱集費舎 /	千葉市中央区生実町2498-8 /
プレス民主号外印刷費 /				H26. 12. 24	㈱日成印刷 /	千葉市若葉区若松町531-21 /
プレス民主 /				H26. 11. 18	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1 /
この頁の小計						
その他の支出						
合計						

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		ビラ等作成費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ビラ印刷 /	十	千	円	H26. 3. 31	オダカ印刷 /	千葉市中央区登戸2-12-13 /
ポスター印刷 /				H26. 6. 9	(有)石川印刷所 /	千葉県佐倉市上志津1623-2 /
ホームページ管理画面 /				H26. 7. 31	山口博生 /	東京都練馬区谷原3-6-15 /
民主党広報板 /				H26. 9. 1	(株)アイネット /	千葉市中央区富士見2-16-4 /
立て看板用シール /				H26. 11. 20	(有)シノザキ工芸 /	千葉市若葉区若松町717-10 /
ポスター印刷 /				H26. 11. 28	ケーズ企画 /	千葉県四街道市大日534-32 /
幟一式 /				H26. 11. 26	(株)アイネット /	千葉市中央区富士見2-16-4 /
政党看板製作 /				H26. 11. 27	(株)アイネット /	千葉市中央区富士見2-16-4 /
ポスター印刷 /				H26. 12. 16	(有)石川印刷所 /	千葉県佐倉市上志津1623-2 /
ポスター印刷 /				H26. 12. 18	ルーツ・インターナショナル /	千葉市若葉区若松町794-23 /
ポスター印刷 /				H26. 12. 24	(有)日成印刷 /	千葉市若葉区若松町531-21 /
この頁の小計		3,392	300			
その他の支出			0			
合計		3,392	300			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 遊説費		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費			5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的な記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
街宣車タイヤ /		十位	百万	千	円	H26.7.11	中央シェル石油販売網佐倉ウエスト	千葉県佐倉市下志津266-3 /	
街宣車板金塗装修理代 /				11	600	H26.7.15	榎本自動車 /	千葉県佐倉市青菅1064 /	
街宣車修理代 /				15	000	H26.10.1	㈱新昭カークリニック /	千葉県四街道市鹿放ヶ丘285-41 /	
街宣車保険 /				92	988	H26.11.23	あいおいニッセイ同和損害保険㈱千葉支店千葉第二支社	千葉市中央区登戸1-21-8 /	
宣伝カー代 /				54	910	H26.11.26	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区神田佐久間町1-16 /	
				456	538				
この頁の小計				631	036				
その他の支出				26	000				
合計				657	036				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を渡し難かったものについては、「領収書等を渡し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別項として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		書籍購入費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
住宅地図	十位	百位	千位	円	H26. 10. 31	株式会社ゼンリン千葉	千葉県中央区南町2-18-6	✓
電話帳			11	920	H26. 12. 1	株式会社アインツ	宮城県仙台市若林区河原町1-3-49	✓
住宅地図			46	440	H26. 12. 5	株式会社ゼンリン千葉	千葉県中央区南町2-18-6	✓
この頁の小計			183	360				
その他の支出			77	593				
合計			260	953				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 ⑦. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄附金	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
寄附	十 千	百 円	400,000	H26.11.28	麻生のりお後援会	千葉県若葉区都賀の台3-10-37
寄附			400,000	H26.12.1	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3
寄附			400,000	H26.12.1	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6
寄附			200,000	H26.11.30	広瀬よしづみ後援会	千葉県四街道市さちが丘1-22-5
寄附			200,000	H26.12.1	吉本きみ子と市民の会	千葉県四街道市大日118-13
この頁の小計			1,600,000			
その他の支出			0			
合計			1,600,000			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳										
支 出 項 目			金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
			十 千	百 万	千 円	円				
		プレス民主			10	500	H26. 11. 18.	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
800		この頁の小計			10	500				
900		合 計			10	500				

全団体必要

(その17)

資 産 等 の 状 況**1 資産等の総括表**

資産等の有無						
資産等の項目別区分				有 <small>※注(3)参照 88</small>	無	備 考
	14	16				
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 25 日

政治団体の名称 **民主党千葉県第9区総支部**

会計責任者の氏名 **鈴木陽介**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成27年5月25日

民主党千葉県第9区総支部

代表 奥野 総一郎

殿

登録政治資金監査人

森 嶋 康 長

登録番号

第2586号

研修終了年月日 平成21年 6月29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、民主党千葉県第9区総支部の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、民主党千葉県第9区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

民主党千葉県第9区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、民主党千葉県第9区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上